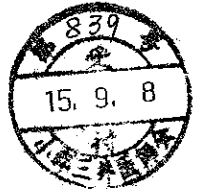




福岡県医発第1092号(保)

平成15年 9月 5日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



静岡県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

静岡県医師国民健康保険組合の一部負担金割合が、平成15年10月1日より改正される旨、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

1. 一部負担金割合の改正内容

区 分	改 正 前	改 正 後
組合員である被保険者	10分の1	10分の2
組合員以外の被保険者	10分の2	10分の2
70歳以上の被保険者 (一定以上所得者)	10分の1 (10分の2)	10分の1 (10分の2)

2. 施行時期 平成15年10月1日



15国援第503号の5

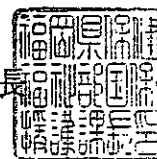
平成15年8月29日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、静岡県健康福祉部国民健康保険室長から通知がありましたので、お知らせします。





長 国 第 3 4 4 号

平成15年8月19日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

静岡県健康福祉部国民健康保険室長

(公印省略)

静岡県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について

静岡県医師国民健康保険組合から、一部負担割合の改正を含む規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。
なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮くださるようお願いいたします。

記

1 改正内容(一部負担金割合)

改正後	改正前
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の2 (2)削除 (3)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令[昭和33年政令第362号]第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の2 (2)組合員である被保険者の場合(次号から4号までに掲げる場合を除く。) 10分の1 (3)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4)70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令[昭和33年政令第362号]第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

2 施行年月日

平成15年10月1日



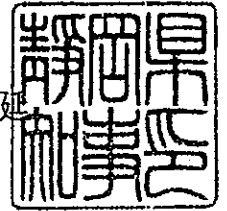
長 国 第 3 3 5 号

平成15年8月18日

静岡県医師国民健康保険組合

理事長 吉永 帰一 様

静岡県知事 石川嘉延



組合規約の一部改正について（認可）

平成15年8月7日付け静医国発第112号で申請のあった静岡県医師国民健康保険組合の規約の一部改正については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可する。